

平成 27 年 4 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社アオキスーパー

代表者名 代表取締役社長 宇佐美 俊之

(コード: 9977、JASDAQ)

問合せ先 取締役管理副本部長 春日 祐一

(TEL. 052-414-3600(代表))

## 従業員に対するストックオプションに関するお知らせ

当社は、平成27年4月14日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の従業員に対し、以下のとおり特に有利な条件をもってストックオプションとしての新株予約権を発行することおよび新株予約権の募集事項の決定を取締役会に委任することにつき、平成27年5月21日開催予定の第41回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件で新株予約権を発行することを必要とする理由

当社の従業員の業績向上に対する貢献意欲や士気を高め、株主価値を意識した経営の推進を図ることを目的として、下記 2. に記載の内容に基づき金銭の払込を要することなく新株予約権を割当てるものであります。

- 2. 新株予約権の内容
  - (1)新株予約権の割当てを受ける者

当社の従業員のうち、当社の経営上重要な地位にある者

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類および総数

当社普通株式 611,000 株を上限とする。

なお、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の併合を行う場合には、新株予約権の目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)を次の算式により調整するものとする。ただし、この調整は本新株予約権のうち当該時点で権利を行使されていない付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式併合の比率

また、新株予約権の割当日後、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式を調整する。

- (3)発行する新株予約権の総数
  - 611 個 (新株予約権 1 個につき普通株式 1,000 株。ただし、前項に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)を上限とする。

## (4)新株予約権の払込金額

新株予約権につき金銭の払込を要しない。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は新株予約権の割当日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く)における株式会社東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、行使価額の調整は以下のとおりとする。

① 新株予約権の割当日後、当社が普通株式の株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

② 新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く)を行うときは、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

③ 新株予約権の割当日後、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を 必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案の 上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

## (6)新株予約権の行使期間

新株予約権割当日の翌日より2年を経過した日から当該付与決議の日後 10 年を経過する日までの期間 内で当社取締役会において定める。

## (7)新株予約権の行使条件

- ① 新株予約権の一部行使はできないものとする。
- ② 新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)が死亡した場合、相続人が新株予約権を承継し、これを行使することができる。また、新株予約権者が当社の取締役、監査役または従業員のいずれの地位を有さなくなった場合にも新株予約権を行使することができるものとする。
- ③ 新株予約権の譲渡、質入その他の一切の処分は認めないものとする。
- ④ その他の条件については、新株予約権発行の取締役会決議により決定するものとする。

(8)会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件に該当しなくなったため、新株 予約権の全部または一部につき行使できないものが生じたとき、または新株予約権の全部または一部を 放棄したときは、その新株予約権を無償で取得することができるものとする。

- (9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項
  - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条 第1項の規定に従い計算される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の 端数が生じた時は、その端数を切り上げるものとする。
  - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (10)新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。

- (11)新株予約権の消却事由及び条件
  - ① 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償にて消却することができるものとする。
  - ② 当社は、いつでも、当社が取得し保有する未行使の新株予約権を、無償にて消却することができるものとする。
- (12) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て 新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとす る。
- (13)新株予約権証券の発行

新株予約権証券は発行しないものとする。

以上